

令和4年4月5日

〒106-0031 東京都港区西麻布3丁目5-31 在日ウクライナ大使館気付

ウクライナ大統領

ウオロディミル・オレクサンドロヴィチ・ゼレンスキー 閣下

駐日ウクライナ特命全権大使

セルギー・コルスンスキー 殿

公開質問状 (2)

黒龍會会長 田中健之

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階 (送達場所)

電話 075-211-3828 FAX 075-211-4810

田中健之代理人

弁護士 南出喜久治

冠略 黒龍會会長の田中健之（以下「田中」といふ。）とその委任を受けた代理人弁護士の南出喜久治（以下「小職」といふ。）は、貴国のウオロディミル・オレクサンドロヴィチ・ゼレンスキー大統領及び貴国のセルギー・コルスンスキー駐日ウクライナ特命全権大使に対し、令和4年3月28日付け公開質問状（以下「第1質問状」といふ。）に引き続き、以下のとおり、公開の方法による質問状（以下「第2質問状」といふ。）を呈します。

令和4年3月28日午前11時に、田中ら黒龍會関係者がウクライナ大使館に出向いて第1質問状と抗議文を職員に手渡し、抗議文を読み上げました。田中はロシア語で貴館職員に説明し、同職員もロシア語で応答してゐました。この録画については、キャプション付きで既にYouTubeにて一部公表してゐます。

第1質問状では、同書受領後1週間以内に文書にて小職宛てに回答を求めてゐましたが、1週間後の4月4日を過ぎても未だにその回答がありません。

ところで、第1質問状を交付した翌29日午後2時ころ、小職の事務所宛にFAX文書が届きました。これは、貴館から送られてきた文書か否かが解りません。

日付は「2022年3月22日」とありますが、第1質問状は、同月28日に交付したものであつて、それ以前に貴館その他の関係者に交付した事実はありませんので、この日付は単なる誤記と思はれますが、その内容においても不自然な点が多く、貴館から送付されたものか否かを確認していただくために、その全文を以下に示します。

「田中健之殿 公開質問状は確実に受け取りました。当館では、日本社会の代表によるご

意見を常に注意深く受け取り、相互理解のために全力を尽くす用意がございます。よろしければ、本件を直接話し合うために、ご都合の良い日時に当館をお越し頂くことが可能でしょうか。どうか、ご検討のほどお願い申し上げます。在日ウクライナ大使館より」

これは、怪文書の類ひのものです。たどたどしい日本語なので、日本語に堪能な貴館の職員の作成とは思はれないもので、文書作成者や担当者の名前も表示されてをらず、連絡先や連絡方法も書かれていません。

そして、いづれにしても、この怪文書は回答書でも何でもありません。第1質問状の質問に対する回答と謝罪文言は全く書かれていないからです。

そこで、これが偽造文書なのか、真正文書なのかも解らないことから、田中の方から麻布警察署を通じて貴館に真贋を照会してもらふことになりましたが、警察からの貴館への連絡にも貴館の担当者が不在だと言ふだけで、未だに連絡も回答もない状態です。速やかに回答される必要があります。

ところで、コルスンスキー氏のFacebookは、第1質問状を交付した直後から一時的に見られなくなりましたが、現在は、「レイシスト」とか、テロを誘発させる表現のみを削除したものに訂正されてあるものの、全面的な削除はなされていません。

しかも、同氏のFacebook上においても、第1質問状の質問事項についての回答がありませんし、削除要求には応せず、謝罪もありません。

そこで、本書面（第2質問状）をお届けする。

質問事項としては、改めて第1質問状の質問に速やかに回答されることを強く求めるとともに、上記の怪文書が貴館作成のものか否か、貴館関係者の作成であるとするれば、その作成者ないしは担当者は誰なのか、コルスンスキー氏の意味によるものか否かについて速やかに回答を頂きたい。

まづは、第1質問状で求めている回答と謝罪がなされるべきであり、その前に、第2質問状においては、怪文書が貴館の作成のものか否かなどについて速やかに回答されることを求めるものです。

もし、第1質問状及び第2質問状に対する真摯な回答がないのであれば、仮に、怪文書が貴館作成のものであつたとしても、その要望には決して応じることはできず、1インチも譲れないことを宣言いたします。